

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2016年11月28日(月)発行

No.211

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

これが「是認通知」だ!!

名古屋西 税務署長 山口 智 殿

記帳 智 殿

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
所得税 及び雑 所得特別 所得税	平成25年分	平成25年分
	平成26年分	平成26年分
	平成27年分	平成27年分
	以下空白	以下空白

名古屋西税務署の税務調査を受けていた名古屋北部民商・山田支部の山口さん(建設業)の手元に、名古屋西税務署長から『更正決定等をすべきと認められない旨の通知書』(是認通知)が届きました。

「記帳が力」本人先頭に仲間も立会い

「是認」は当然
山口さんは「修正しないといけないことは何もないと自信をもつて主張できたのは、記帳と立会いのおかげ。こんな通知は初めて」「日頃の記帳は申告のためだけでなく、自分自身を守るためにも大事だと実感した」と、誇らしく話しています。

互いに学ぶことは制限されない

11月20日(日)午後、労働会館で「倉敷民商弾圧事件・無罪を勝ち取る会」の第3回総会が開催され、県下の民商はじめ、労働組合、救援会などから83名が参加しました。弁護団の則武弁護士が「不当な訴訟指揮許さず!! 3名とも無罪を!!」のテーマで記念講演しました。

「納税義務者が税務の知識を有する者から一般的知識を得たり、互いに一般的知識を学び合ったりして、自らの責任において納税申告することには何ら制限されるものではない」(小原・須増裁判・広島

実情をよく聞き、柔軟な対応を

11月17日(木)午後3時より守山区保険年金課との懇談を行い、安藤会長、寫本常任理事、年金者組合の臼井さん、事務局2名(豊田、松原)が参加し、保険年金課長、管理係長が対応しました。課長は「納付率は96%で、多くの方が納付に努力していただいている。納付が遅れている方については事情をよく聞いて対応している。よほど納付誓約を守らない悪質な場合以外は、病気で受診したいと相談があれば短期保険証を出しているの、まず相談に来てほしい」と話しました。

また「調定額に満たない金額は受け取らない」との市の方針については「方針は知っているが、機械的な対応はせず、状況を訊いた上で受け取っている」との回答でした。

民商からは「遅れがちな人の中には、営業不振や病気など事情がある場合が多いので今後とも、柔軟な対応をお願いしたい」と要望しました。



15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!